

豊橋市広報紙広告原稿作成要領

「広報とよはし」に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成するものとする。

1 規 格

- (1) 大きさ 天地：24.0cm 左右：18.0cm
※広告枠は1頁ごとに1枠で分割は不可
- (2) 配 色 4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）

2 データ作成に使用するアプリケーション

- (1) Adobe Illustrator
 - (ア) CMYK モードで作成すること。
 - (イ) 広告原稿データにはアウトラインをかけて保存すること。
 - (ウ) トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは削除しておくこと。
- (2) Adobe Photoshop
 - (ア) 広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。
 - (イ) レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること。

3 著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、広告主が著作権の確認を行い、著作権使用料が発生する場合はその支払いをすること。

4 データの提出

- (1) 広告原稿データは、メールまたはオンラインストレージ等で提出すること。
- (2) Adobe Illustrator で広告原稿を作成したときは、アウトラインをかけた後のデータとpdfデータを併せて提出すること。

5 その他

広告原稿データの修正は、市では行わない。データの提出後に修正がある場合は、広告主においてデータを修正して、広報紙広告申請内容変更届に修正後のデータを添付して、期限までに届け出すること。また、色校正は市に一任すること。

6 問合せ先

豊橋市広報広聴課 TEL：0532-51-2165 FAX：0532-56-5711
E-mail：kohokocho@city.toyohashi.lg.jp